主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中三〇日を本刑に算入する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を 精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号刑法二一条により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二五日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

 裁判官
 島 保